

鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金交付要綱第3条第1項4号に規定する  
「交流人口拡大本部長が別に定めるもの」について

令和2年4月1日 制定  
令和2年7月8日 改正  
令和3年8月31日 改正  
交 流 人 口 拡 大 本 部

鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金交付要綱第3条第1項4号に規定する「交流人口拡大本部長が別に定める」とは、次のとおり定める。

1 業種の取扱い

複数の業種にまたがり、事業を展開している法人については、その法人全体で法人内の各部門に従事する従業員の人数を確認し、従事する従業員の多い部門の業種で取り扱う。

2 業種の範囲

(1) 情報通信業

ア 日本標準産業分類のうち、次の表中に掲げる分類に属する企業。

日本標準産業分類

大分類G「情報通信業」
中分類39「情報サービス業」
40「インターネット付随サービス」

※ ただし、上記分類において入力用データ作成（いわゆるキーパンチャー業務）のみを行う場合を除く。

イ 鳥取県の情報関連産業の振興を目的として情報関連技術の向上や人材育成等を行う県内団体の会員企業（厚生労働省職業分類のうち、次の表中に掲げる分類に係る職員を採用し、かつ継続して当該業務に従事させる見込みである場合に限る。）。

厚生労働省職業分類

大分類B「専門的・技術的職業」
中分類10「情報処理・通信技術者」
小分類101「システムコンサルタント」
102「システム設計技術者」
103「情報処理プロジェクトマネージャー」
104「ソフトウェア開発技術者」
105「システム運用管理者」

(2) 農業

ア 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する「農地所有適格法人（農地に関する権利の取得が可能な法人）」。

イ 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律65号）第12条第1項の農業経営改善計画の認定を受けた者（認定農業者）のうち法人格を持つもの。

ウ 農業人材力強化総合支援事業実施要綱（制定 平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）の別記2の農の雇用事業、または鳥取県版農の雇用支援事業実施要領（平成21年3月5日付第200800188046号鳥取県農林水産部長通知）の別記1の新規就業者早期育成支援事業を実施している事業体のうち法人格を持つもの。

エ 土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき設立される土地改良区、土地改良区連合及び土地改良事業団体連合会

(3) 林業

林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条に規定する改善措置についての計画の認定を受けている事業主

(4) 漁業

漁業又は水産養殖業を営む法人

(5) 農林水産業協同組合

ア 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき設立される農業協同組合、全国農業協同組合連合会鳥取県本部又は鳥取県農業協同組合中央会

イ 森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づき設立される森林組合又は森林組合連合会

ウ 水産業協同組合法（昭和23年法律第243号）に基づき設立される漁業協同組合